お　知　ら　せ

道発注工事における前払金の使途について

～ 現場管理費及び一般管理費を対象に拡大 ～

道発注の建設工事における前払金の使途の取扱いについては、国の取扱いと同様に、平成２９年度発注工事に係る前払金（中間前払金を除く。）において、「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」についても前払金の対象となるよう使途を拡大する特例措置を、平成２９年度も行うこととしました。

これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の１００分の２５とします。

１　特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成 28 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 30 年３月 31 日までに払出しが行われるものです。

また、平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までに請負契約を締結した工事に係る平成 29 年度の特例については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとします。

２　特例措置の対象となる前払金の使途の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 です。

３　既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成２９年４月１日以降において、既に契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使途に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することができます。

本取扱いに基づき、特例措置の適用を希望する場合は、別紙により発注者と協議の上、変更契約を締結してください。

■ 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。

（http//www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm）

（別紙）

平成　　年　　月　　日

○○（総合）振興局長　様

住　　所
会　社　名
代表者氏名　　㊞

平成29年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途に係る特例の取扱に基づく協議について

平成　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、前払金の使途に係る特例を工事請負契約書第51条の規定により協議します。

記

1　工事番号

2　工 事 名

※平成29年度予算に係る工事請負契約における前払金の使途について

1　特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成30年3月31日までに払出しが行われるものとする。

また、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る平成29年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

2　特例措置の対象となる前払金の使途の範囲及び上限

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金上限は、前払金額の100分の25とする。